

三条市監査委員告示第2号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を三条市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和5年2月17日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

記

- | | | |
|------------|--|---|
| 1 監査の対象 | 「令和4年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(大崎会館(分館含む)、保内地区交流拠点施設)」
のとおり | |
| 2 監査の対象施設等 | 同 | 上 |
| 3 監査の期間 | 同 | 上 |
| 4 監査の方法 | 同 | 上 |
| 5 監査の着眼点 | 同 | 上 |
| 6 監査の結果 | 同 | 上 |

令和4年度 公の施設の指定管理者監査報告書
(大崎会館（分館含む）、保内地区交流拠点施設)

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者に指定（更新を除く。）され1年以上経過した指定管理者及び所管課の令和3年度及び令和4年度に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
大崎会館（分館含む）	大崎会館管理運営協議会 会長 米山 清	市民部 地域経営課
保内地区交流拠点施設	株式会社テレコムベイシス 代表取締役 新保 賢	経済部 営業戦略室

3 監査期間 令和4年10月3日から令和5年2月17日まで

4 監査実施委員 長 橋 昇
椀 澤 綾 子
佐 藤 和 雄

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われ、必要事項が記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令に定めるところにより適切に管理しているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適正に行われているか。
- オ 施設の管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第2 監査の対象施設の指定管理者等の概要

1 大崎会館（分館含む）

当該施設は、令和3年4月に開館し、令和3年度から指定管理者制度による管理を行っている。

現指定管理者は、大崎地区の地域住民団体であり、地域における多様な活動の活性化を促すために管理運営を担うことが適当であることから、非公募により選定され、現指定期間は令和3年度から令和7年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 大崎会館（分館含む）に係る指定管理者及び施設の概要

<p>団体の概要 (応募時)</p>	<p>大崎会館管理運営協議会</p> <p>1 設立年月日 令和2年10月25日</p> <p>2 役員・雇用人数 役員11人、正職員2人、臨時及びパート職員1人</p> <p>3 所在地 三条市西大崎二丁目27番33号</p> <p>4 主な事業</p> <p>(1) 指定管理を受託した「大崎会館」施設の管理・運営に関すること。</p> <p>(2) 大崎地区各種機関、団体との連絡提携に関すること。</p> <p>(3) 公民館活動の事業運営・事務及び活動資金の管理を行うこと。</p> <p>(4) 大崎地区自治会長協議会及び大崎コミュニティの事業活動に関すること。</p> <p>(5) 大崎地区自治会長協議会及び大崎コミュニティの事務等を行うこと。</p> <p>(6) 大崎地区自治会長協議会及び大崎コミュニティの活動資金の交付をすること。</p> <p>(7) そのほか、協議会の目的達成に必要な事項</p>
<p>設置目的</p>	<p>地域における多様な活動の活性化を促すことを目的とし、その拠点とするため。</p>
<p>内 容 (主なもの)</p>	<p>1 大崎会館（旧大崎中学校体育館・武道場）</p> <p>(1) 所在地 三条市西大崎二丁目27番33号</p> <p>(2) 敷地面積 11,182.64 m²</p> <p>(3) 延床面積 1,816.77 m²</p> <p>(4) 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建</p> <p>(5) 主な施設 体育館、多目的室、大会議室、小会議室、武道場</p> <p>2 大崎会館分館（旧大崎公民館）</p> <p>(1) 所在地 三条市東大崎二丁目14番9号</p> <p>(2) 敷地面積 1,983.00 m²</p> <p>(3) 延床面積 403.20 m²</p> <p>(4) 構造 鉄筋コンクリート造 2階建</p> <p>(5) 主な施設 大集会室、講義室、和室、調理実習室</p>
<p>開館時間</p>	<p>午前9時から午後10時まで</p>
<p>休館日</p>	<p>12月29日から1月3日まで</p>

指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
選定方法	非公募	
利用人数	令和3年度	令和4年度
大崎会館	20,603人	24,218人
大崎会館分館	4,035人	2,362人
合計	24,638人	26,580人
指定管理料	12,398,000円	12,398,000円

(注) 令和4年度の利用人数は11月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表2 大崎会館に係る収支状況

1 管理事業

(単位：円)

項目	令和3年度			令和4年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	12,972,000	13,057,855	85,855	13,294,777
指定管理料	12,398,000	12,398,000	0	12,398,000
利用料	574,000	609,830	35,830	574,000
大崎会館	537,000	446,950	△90,050	537,000
大崎会館分館	37,000	162,880	125,880	37,000
雑収入	0	50,025	50,025	0
繰越金	0	0	0	322,777
支出	12,972,000	12,623,890	△348,110	13,294,777
人件費	5,856,000	5,646,350	△209,650	5,856,000
報償費	618,000	606,500	△11,500	635,000
旅費	120,000	0	△120,000	20,000
消耗品費	257,000	359,343	102,343	300,000
燃料費	92,000	26,538	△65,462	55,000
食糧費	20,000	1,792	△18,208	0
印刷製本費	75,000	11,000	△64,000	20,000
光熱水費	2,486,000	1,334,501	△1,151,499	2,486,000
修繕料	530,000	1,475,725	945,725	500,000
通信運搬費	147,000	182,431	35,431	135,000
手数料	26,000	1,000	△25,000	26,000
保険料	110,000	376,770	266,700	403,000
委託料	2,495,000	2,170,209	△324,791	2,495,000
使用料	15,000	14,031	△969	15,000
借上料	55,000	199,130	144,130	271,000

備品購入費	30,000	214,940	184,940	30,000
予備費	40,000	3,630	△36,370	47,777
収入－支出	0	433,965	433,965	0

2 自主事業

(単位：円)

項目	令和3年度			令和4年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	0	0	0	0
支出	0	0	0	0
収入－支出	0	0	0	0

3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項目	令和3年度			令和4年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	12,972,000	13,057,855	85,855	13,294,777
支出	12,972,000	12,623,890	△348,110	13,294,777
収入－支出	0	433,965	433,965	0

2 保内地区交流拠点施設

当該施設は、平成28年4月に供用開始し、当初から指定管理者制度による管理である。

現指定管理者は、公募により選定され、令和3年度から当該施設を管理しており、現指定期間は令和3年度から令和7年度までとなっている。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 保内地区交流拠点施設に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	株式会社テレコムベイス 1 設立年月日 平成7年11月1日（法人登記 平成7年11月1日） 2 役員・雇用人数 役員6人、正職員96人、パート職員25人 3 所在地 南魚沼市余川2911番地 4 主な事業 (1) 通信用機械器具の販売、リース並びに保守 (2) 第二種電気通信事業 (3) 食料品・衣料品・家庭用電気製品・家庭金物・日用品雑貨及びそれらの中古品の販売並びに輸入 (4) 飲食店の経営 (5) 施設・店舗の運営管理に関する業務 (6) 広告宣伝物の企画運営 (7) コンサルティング業務 など
----------------	---

設置目的	保内地区の地域資源である植木に関連する産業の振興と緑あふれる自然環境の活用により、地域経済活動の活性化及び地域間交流の促進を図る。		
所在地	三条市下保内 4035 番地		
内容 (主なもの)	<p>1 庭園生活館</p> <p>(1) 延床面積 1,182.20 m²</p> <p>(2) 構造 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(3) 主な施設 テラス、交流・販売スペース、資材販売所、ロビー</p> <p>2 庭園体験館</p> <p>(1) 延床面積 225.24 m²</p> <p>(2) 構造 木造 平屋建</p> <p>(3) 主な施設 休憩室、ホール、和室、厨房</p> <p>3 駐車場</p> <p>(1) 敷地面積 6,903.00 m²</p> <p>(2) 駐車台数 普通車 183 台、バス 10 台、障がい者用 4 台</p> <p>4 交流広場等</p> <p>(1) 敷地面積 21,602.68 m²</p> <p>(2) 主な施設 植木等見本園、モデル庭園、交流広場</p>		
開館時間 及び休館日	<p>1 庭園生活館、駐車場、交流広場等</p> <p>(1) 開館時間 午前 8 時から午後 6 時まで (ただし、トイレについては 24 時間使用可能)</p> <p>(2) 休館日 火曜日 (ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日)、12 月 31 日から 1 月 2 日まで</p> <p>2 庭園体験館</p> <p>(1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>(2) 休館日 火曜日 (ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日)、12 月 31 日から 1 月 2 日まで</p>		
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで		
選定方法	公募		
利用人数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
庭園生活館	241,496 人	262,047 人	197,080 人
庭園体験館 和室	980 人	641 人	639 人
合計	242,476 人	262,688 人	197,719 人
指定管理料	11,183,000 円	8,400,000 円	10,700,000 円

(注) 令和 4 年度の利用人数は 11 月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表2 保内地区交流拠点施設に係る収支状況

1 管理事業・自主事業

(単位:円)

項目	令和3年度			令和4年度
	予算額	決算額	決算-予算	予算額
収入	140,650,000	95,435,053	△45,214,947	142,950,000
指定管理料	8,400,000	8,400,000	0	10,700,000
施設使用料	2,250,000	1,994,000	△256,000	2,250,000
庭園体験館	400,000	144,000	△256,000	400,000
植木等見本園	1,850,000	1,850,000	0	1,850,000
売上及び手数料	130,000,000	83,723,555	△46,276,445	130,000,000
雑収入	0	1,317,498	1,317,498	0
支出	140,650,000	132,055,242	△8,594,758	142,950,000
人件費	36,700,000	44,142,505	7,442,505	36,700,000
仕入(売上原価)	68,150,000	42,277,113	△25,872,887	68,150,000
消耗品費	3,000,000	9,847,570	6,847,570	3,000,000
燃料費	2,400,000	2,448,600	48,600	2,400,000
光熱水費	7,400,000	6,246,798	△1,153,202	9,700,000
通信運搬費	2,000,000	994,397	△1,005,603	2,000,000
委託料	12,000,000	14,443,443	2,443,443	12,000,000
修繕費	300,000	344,973	44,973	300,000
広告宣伝費	500,000	4,555,925	4,055,925	500,000
保守・リース料	1,500,000	3,345,469	1,845,469	1,500,000
管理諸費	4,500,000	727,026	△3,772,974	4,500,000
租税公課	2,200,000	54,300	△2,145,700	2,200,000
雑費	0	2,627,123	2,627,123	0
収入-支出	0	△36,620,189	36,620,189	0

第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられた。監査対象の各施設について、着眼点別の監査結果は次のとおりである。

1 大崎会館に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書の点検は、適切に行われていた。

オ 適時かつ適切な報告と指示

協定書に定める利用料金の決定に係る承認の事務処理において、事務決定権者を所管部長とすべきところ所管課長とするなどの誤りが見受けられた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

会計経理に係る事務について、規程等の根拠がないまま処理を行っている状態となっていた。会計経理に関しては正確性を担保する体制を整備する必要があると考えることから、速やかに、経理規程を策定されたい。

災害時や不審者に対応する訓練が実施されていなかった。施設利用者の安全を確保するため、不測の事態に備え定期的に訓練を実施されたい。

2 保内地区交流拠点施設に関する着眼点別の監査概要

(1) 所管課の監査

ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、関係例規及び「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づき適正に処理されていた。

イ 協定書の締結、必要事項の記載

協定書の締結等については、適正に処理されていた。

ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

エ 事業報告書の点検

事業報告書収支一覧において経費を計上する費目に一部誤りがあった。今後、記載内容の確認及び点検を確実に行われたい。

オ 適時かつ適切な報告と指示

協定書に定める利用料金の決定に係る承認の事務処理において、事務決定権者を所管部長とすべきところ所管課長とするなどの誤りが見受けられた。

(2) 指定管理者の監査

ア 関係法令に基づく施設の管理

消防法、水道法その他の関係法令に定めるところにより適切に施設の管理が行われていた。

イ 協定等に基づく義務の履行

使用の許可、管理運営状況の報告その他の協定等に基づく義務の履行は、適切に行われていた。

ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されていた。

エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われていた。

オ 規程、マニュアル等の整備

会計経理に係る事務について、規程等の根拠がないまま処理を行っている状態となっていた。会計経理に関しては正確性を担保する体制を整備する必要があると考えることから、速やかに、経理規程を策定されたい。